

「西尾市公契約条例（案）」に対するパブリックコメント結果

① 意見の募集期間

令和元年12月9日～令和2年1月7日

② 意見の提出状況（総数 1人 1件）

FAX 1人（1件）

③ 意見と意見に対する考え方

No.	該当箇所	意見	意見に対する市の考え方
1	第8条 第1項	第8条（労働環境報告書）は、下請負者だけでなく孫請負者も提出する様にすべきで、賃金、労働時間、社会保険の加入状況等の労働条件だけでなく、公的資格者及びその数等も記載する様にすべき。	<p>・原案のとおりとします</p> <p>条例第8条第1項に規定する規則で定める特定公契約につきましては、賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための書類として、契約の対象となる全ての業者（1次下請・2次下請を含む）に対し、労働環境報告書の提出を求めてまいります。</p> <p>なお、公的資格者及びその数等の記載につきましては、労働環境報告書への記載を求めることは考えておりませんが、工事入札時に仕様書や建設業法第26条で規定する、建設工事の内容に合致した所定の資格・経験を有する技術者の設置が必要となり、その都度確認をしております。</p> <p>また、業務等においても、仕様書で資格等の必要性が明記されている場合は、これまでどおり、入札時に各担当課で確認してまいります。</p>